

佐賀県告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

佐賀県知事

古 川

康

一 都市計画の種類

- (一) 小城都市計画道路 三・二・二百一号 国道三四号線
- (二) 小城都市計画道路 三・四・二百二号 牛津駅前線
- (三) 小城都市計画道路 三・四・二百三号 立町西町線
- (四) 小城都市計画道路 三・四・二百四号 天満町線
- (五) 小城都市計画道路 三・五・二百五号 十町畷江津線
- (六) 小城都市計画道路 三・五・二百六号 新宿友田線
- (七) 小城都市計画道路 三・五・二百七号 小城牛津線

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 小城都市計画道路 三・二・二百一号 国道三四号線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (二) 小城都市計画道路 三・四・二百二号 牛津駅前線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (三) 小城都市計画道路 三・四・二百三号 立町西町線
 - ア 追加する部分 なし

- イ 削除する部分 なし
- (四) 小城都市計画道路 三・四・二百四号 天満町線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (五) 小城都市計画道路 三・五・二百五号 十町畷江津線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (六) 小城都市計画道路 三・五・二百六号 新宿友田線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし
- (七) 小城都市計画道路 三・五・二百七号 小城牛津線
 - ア 追加する部分 なし
 - イ 削除する部分 なし